

2. 特約の例(全国建設業協会ホームページ内の全建書頒会バナーからもダウンロードできます)

工事下請契約において、「工事下請基本契約約款第 31 条第 1 項又は第 2 項」若しくは「個別工事下請契約約款第 29 条第 1 項又は第 2 項」の規定により、請負代金を変更する場合の額は、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮し、元請負人と下請負人が協議して定める。

令和 年 月 日

元請負人 _____ 印

下請負人 _____ 印

本様式は、建設業法第 19 条第 1 項第 8 号の改正の施行日である令和 6 年 12 月 13 日以降の契約締結の際に、契約約款と同時に取り交わしていただくようお願いいたします。

なお、この算定方法は一例であり、当事者間の合意の下、別の方式とすることができます。